

メーリングリストを利用される場合は、本規約に承諾いただいたものとみなします。

以下の内容を十分にご理解いただいた上で利用を行ってください。

## 第1条 目的

一般社団法人 和歌山県臨床工学技士会メーリングリスト（以下：『和臨工 ML』という。）は、会員同士の交流を促進するために設置する。

## 第2条 登録資格

和臨工 ML は、一般社団法人 和歌山県臨床工学技士会の会員のみが登録を行うことができる。

## 第3条 運営

和臨工 ML に係る事務は、理事会の指示に従い、一般社団法人 和歌山県臨床工学技士会事務局が行う。

## 第4条 登録・削除手続き

和臨工 ML への登録および和臨工 ML からの削除は、原則として事務局に届け出ることにより行う。一般社団法人 和歌山県臨床工学技士会ホームページ内の入会申請ホームからの申請も可能とする。

## 第5条 変更事項の届出

和臨工 ML の登録者は、登録メールアドレスの変更や廃止があった場合は、速やかに事務局へ届け出るものとする。

## 第6条 和臨工 ML 登録資格の喪失

以下の事項に該当した場合には、一般社団法人 和歌山県臨床工学技士会理事会の議決により和臨工 ML の登録資格を喪失させることができるものとする。

1. 第8条に定める登録者の順守義務違反の警告を無視して和臨工 ML の利用を続行したとき。
2. 当該登録者が、一般社団法人 和歌山県臨床工学技士会の会員資格を失ったとき。

## 第7条 責任範囲

1. 登録者がメーリングリスト利用に関し、第三者に損害を与えたときには、すべての登録者の責任と費用を以て解決を図るものとする。
2. 一般社団法人 和歌山県臨床工学技士会は、和臨工 ML におけるメールの内容について、その正確性、有用性等の保証はしない（送信者責任）。
3. 一般社団法人 和歌山県臨床工学技士会は、登録者が和臨工 ML の利用に関し、他の登録者または第三者に与える損害等について、一切責任を負わない。

4. 一般社団法人 和歌山県臨床工学技士会は、天災等の不可抗力およびサービスの保守上やむを得ない場合などに、サービスの提供を中止できるものとする。

## 第8条 登録者の順守義務

和臨工 ML 登録者は、メーリングリストを利用するにあたり、以下の事項を順守するものとする。順守されていないと思われる場合には、一般社団法人 和歌山県臨床工学技士会理事会において判断し警告を行う。

1. 営業活動をしてはならない。
2. 宗教活動をしてはならない。
3. 理事会の承認なく政治活動をしてはならない。ただし、選挙公示日から投票日までの選挙運動期間中は、理事会承認にかかわらず政治活動への使用を禁止する。
4. 他の登録者の発信内容および個人情報を和臨工 ML 登録者以外に漏らしてはならない。
5. 他人の誹謗中傷をしてはならない。
6. 他人の不愉快となるような発言を故意にしてはならない。
7. 虚偽の情報を故意に提供してはならない。
8. 公序良俗に反する発言をしてはならない。
9. 犯罪的行為もしくはそれに結びつくおそれのある発言をしてはならない。
10. 無限連鎖講（マルチ商法）の勧誘にあたる発言をしてはならない。
11. チェーンメールを転送してはならない。
12. ウイルス等の有害なコンピュータプログラムを送信してはならない。
13. 和臨工 ML サービスの運営に支障をきたすおそれのある行為をしてはならない。
14. その他、一般社団法人 和歌山県臨床工学技士会理事会が不適切と認めた内容をメーリングリストに送信し続けることをしてはならない。

## 第9条 個人情報の取扱い

和臨工 ML の登録情報及びメールアドレス等の個人情報については、法に定める開示請求があった場合を除き、目的の範囲外で利用及び提供は行わない。

## 第10条 規則の変更

本規則の変更は、一般社団法人 和歌山県臨床工学技士会理事会の議決によって行う。

## 第11条 規則改定

理事会の議決により本規則が改訂された場合、改定後の規則が一般に閲覧できる状態になった時点をもって、その時点での登録者は改定後の規則に同意したものとみなす。

## 第12条 付則

本規定は令和5年6月25日より実施する。